

所沢市立荒幡小学校 P T A

会 則

令和7年度

所沢市立荒幡小学校 P T A

所沢市立荒幡小学校 P T A 会則

第一章 総 則

第 1 条 (名称及び事務所)

本会は荒幡小学校 P T A と称し、事務所を同校内（所沢市荒幡 6 1 5 番）に置く。

第 2 条 (目 的)

本会は児童の父母またはこれに準ずる者と教職員が互いに協力し合い、学校教育の振興と会員の研修及び親睦を図ることによって児童のより良い教育環境づくりに努め、健全な育成を図ることを目的とする。

第 3 条 (活 動)

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校、家庭、地域の密接な連携
- (2) 教育上適切な環境の整備
- (3) 学校行事への協力
- (4) 児童の教育に係る他の団体及び機関との協力
- (5) 会員相互の研修及び親睦
- (6) その他本会の目的達成に必要な活動

第 4 条 (方 針)

本会は特定の政党、宗教に偏ることなく、営利を目的とする活動は行わない。

第二章 会 員

第 5 条 (会 員)

本会の会員資格を有する者は、荒幡小学校に在籍する児童の父母またはこれに準ずる者（以下保護者とする）及び同校の教職員とする。

第 6 条 (入会・退会)

児童が入学する際に入会届を提出し会員となり、会則に定める会費を納め協調性をもって活動する。また、途中入会及び転入等ある場合は年度途中で入会届を提出し会員となる。

第 6 条の 2

児童の卒業をもって退会とする。なお、諸事情により途中退会及び転出等する場合は P T A 会費の精算を行い、受領書をもって退会とする。

第三章 役 員

第 7 条 (本部役員)

本会の役員（以下本部役員とする）は次のとおりとする。

会長 1 名

副会長 3 名（うち 1 名は教職員とする）

書記 3名（うち1名は教職員とする）

会計 3名（うち1名は教職員とする）

本部役員は他の委員を兼ねることはできない。

第8条（任期）

本部役員の任期は1年とし、同一役職については2期まで務める。ただし会長職については再任は妨げず3期まで務めることができる。教職員の場合はこの限りにあらず。なお補欠役員の任期は前任者の残留任期とする。

第9条（任務）

本会役員の任務は次のとおりとする。

- （1） 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- （2） 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- （3） 書記は必要な会務を処理し、会議を記録する。
- （4） 会計は本会の会計を処理する。

第四章 会計監査員 及び 選考会議員

第10条（会計監査員）

本会には会計監査員を置く。

会計監査員 3名程度（うち1名は教職員）

会計監査員は本部役員及び選考会議員及び他の委員を兼ねることはできない。

第11条（任期）

会計監査員の任期は1年とし、連続2期まで務めることができる。教職員の場合はこの限りにあらず。

第12条（任務）

本会の会計を定期的に監査し、必要と認めた場合は臨時に監査する。

第13条（選考会議員）

本会に選考会議員を置く。

選考会議員 3名（うち1名は教職員）

選考会議員は本部役員及び会計監査員及び他の委員を兼ねることはできない。また、役員候補者にはなれない。

第14条（任期）

選考会議員の任期は1年とし、2期まで務める。教職員の場合はこの限りにあらず。

第15条（任務）

本会の本部役員及び会計監査員及び選考会議員の候補者を選考会議にて選出する。

第15条の2

選出するにあたり、別に定める所沢市立荒幡小学校PTA細則内の「本部役員及び会計監査員及び選考会議員選考規程」により行うものとする。

第五章 総 会

第16条

総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第16条の2

総会は定期的に集会または書面等にて定期総会として開催し、次の事項の議決を行う。

- (1) 活動報告及び決算報告の承認に関する事項
- (2) 活動計画及び予算の決定に関する事項
- (3) 会則変更等に関する事項
- (4) 本部役員及び会計監査員及び選考会議員の承認に関する事項
- (5) 専門部委員の承認に関する事項
- (6) その他の重要事項

また臨時総会については運営委員会がその必要性を認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった時、集会または書面等にて開催することとする。

第16条の3

書面等にて定期総会を開催する場合は、議決権行使書を用いて議決を審議する。なお、議決権行使書未提出及び白紙や記入漏れ等は賛成に含むものとする。

第16条の4

総会は委任状を含め全会員の3分の1以上の出席を得て成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第16条の5

集会にて総会を開催する場合は、議長及び書記を本部役員以外の会員から選出する。

第16条の6

議案は総会の7日前までに全会員に知らせる。

第六章 委員会

第17条

本会には次の委員会及び会議を置く。また学校長はすべての委員会に出席して意見を述べることができる。

- (1) 運営委員会
- (2) 合同委員会
- (3) 臨時委員会

第18条(運営委員会)

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、本部役員及び専門部に所属する全委員をもって構成する。議長はPTA会長、副議長はPTA副会長が務める。

第18条の2

運営委員会は必要に応じて開催することができ、次の重要事項等の審議・議決を行う。

- (1) 総会提出議案に関する事項
- (2) 会則の解釈等に関する事項

- (3) 本部役員の補充（補欠役員）に関する事項
- (4) 役員及び委員選考に関する規程の改定
- (5) 予算の補正に関する事項
- (6) 臨時委員会の設置
- (7) 専門部の編成による事項
- (8) 専門部により提案された事項
- (9) 専門部間の密接な連携
- (10) 学校行事への協力に関する事項
- (11) その他必要事項

第19条（合同委員会）

合同委員会は役員及び専門部に所属する全委員によって構成する。円滑かつ協調性をもってPTA活動に参加できるように密接な連携を図る。

第20条（臨時委員会）

必要に応じ運営委員会にて臨時委員会が設置された場合、臨時委員会は任務終了とともに運営委員会の議決をもって廃止される。任務が完了されない場合は、運営委員会の議決により継続できる。

第21条

委員会は原則として公開する。

第七章 専門部

第22条

本会には次の専門部を置く。また学校長はすべての部会に出席して意見を述べるができる。

- (1) 文化部
- (2) 広報部
- (3) 校外指導部
- (4) 子ども会育成会部

第23条（文化部）

文化部の構成及び活動内容は次のとおりとする。

- (1) 1学年を除く各学年より選出された文化部委員及び教職員若干名により構成され、互選により部長1名、副部長2名程度、会計1名程度を選出する。
- (2) 所沢市教育委員会社会教育課より委託を受け家庭教育学級を運営し、学校やPTAが行う文化行事（芸術鑑賞教室）等には協賛するかたちで関わる。

第24条（広報部）

広報部の構成及び活動内容は次のとおりとする。

- (1) 1学年を除く各学年より選出された広報部委員及び教職員若干名により構成され、互選により部長1名、副部長2名程度、会計1名程度を選出する。
- (2) PTA活動に関することを広報紙または学校が使うアプリでの配信等で全会員に知らせ、周知することでよりPTA活動の理解が得られるよう努める。

第25条（校外指導部）

校外指導部の構成及び活動内容は次のとおりとする。

- （1） 校外指導部は全5支部からなり、各支部の連絡員から支部長1名、副支部長1名程度を選出する。さらに支部長の中から校外指導部部長1名、副部長2名程度、書記1名程度、会計1名程度を選出し、教職員若干名で構成する。
- （2） 学校と連携し、通学班の編成を行う。
- （3） 地域における児童の生活指導及び通学路・学区内の環境点検と改善を行う。
- （4） 各支部長または副支部長は支部を代表し、運営委員会に出席する。

第25条の2

連絡員はそれぞれの班の児童を把握し、支部と家庭の連絡が円滑に伝わるよう仲介役となる。各支部の通学班ごとに1名連絡員を置く。

第26条（子ども会育成会部）

子ども会育成会部の構成及び活動内容は次のとおりとする。

- （1） 子ども会育成会部は全5支部からなり、各支部の連絡員からブロック長1名、副ブロック長1名程度を選出する。さらにその中から子ども会育成会部会長1名、副会長2名程度、書記2名程度、会計2名程度、松が丘担当2名程度、会計監査1名を選出する。前年度の会長が顧問相談役として次年度残留し務める。
- （2） 1. 子どもの社会生活に必要な道徳心を養い、心身ともに健全な子どもの育成を図ることができるよう環境を整え、その為の活動を行う。
2. 他の学区の子ども会育成会との連絡提携及び情報交換。
3. 所沢市子ども会育成会連絡協議会等の関係機関と連絡提携する。

第26条の2

連絡員はそれぞれの班の児童を把握し、支部と家庭の連絡が円滑に伝わるよう仲介役となる。各支部の通学班ごとに1名連絡員を置く。

第26条の3

子ども会育成会部の経費は次の収入をもって充てる。

- （1） 委託金 所沢市の交付金
- （2） その他 町内会、自治会等の助成金及びその他の収入

第26条の4

子ども会育成会部の会計はPTA会計とは別とする。よって収支決算書及び収支予算書を子ども会育成会部で作成する。

第26条の5

会計年度は原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第27条（任期）

専門部委員の任期は1年とする。

第八章 会 計

第28条

本会の経費は会員より納入された会費及びその他の収入をもって充てる。

第28条の2

会費は1世帯月額200円とし、年度当初に年額である2400円を一括納入とする。

(総合補償制度費用を含む) また減免措置等については必要に応じ都度検討する。

第28条の3

年度途中で転入出等があった場合、以下のとおりとする。

(1) 転出及び途中退会等があった場合、その月の翌月から翌3月までの会費を返金する。

(2) 転入及び途中入会等があった場合、その月から翌3月までの会費を一括納入する。

第28条の4

本会の会計年度は原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第九章 個人情報の取り扱い

第29条

本会は取得した個人情報を次の目的で使用する。

- (1) 会費の納入管理のため
- (2) 総会資料作成、活動における行事等の案内(メール配信等含む)及び行事等への参加者確認のため
- (3) 活動の企画・検討・連絡調整のため
- (4) 本部役員及び専門部委員等の選考・選出のため
- (5) 校外指導部による班編成のため(入学予定者も含む)

第29条の2

本会は次の個人情報を第29条に定めた使用目的を示した上で、PTA会員より取得する。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス

第29条の3

本会が取得した個人情報の管理者は会長とする。また取り扱い者は本部役員及び選考会議員とし、保管方法については次のとおりとする。

- (1) 紙ベースの個人情報は、施錠出来るロッカー等に保管する。
- (2) 電子データの個人情報は、所沢市情報セキュリティポリシーに則り保管する。

第29条の4

個人情報の管理者及び取り扱い者は個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない。

第29条の5

本会は第29条に定めた使用目的で本人の同意を得た上で取得した個人情報を所沢市PTA連合会へ提供する。それ以外の第三者に対しては提供しない。

第29条の6

本会が所有している個人情報について本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、本会は遅滞なく対応しなければならない。

第29条の7

本会は保有している個人情報について利用する必要が無くなった時は遅滞なく破棄するものとする。破棄にあたっては第三者が読み取れないよう破碎等の処置を施す。

第十章 附 則

第30条（会則の改正）

本会則は総会において会員の3分の2以上（委任状含む）の賛成により改正することができる。

第31条（発 効）

本会則は昭和57年11月13日から施行する。

本会則は昭和63年5月14日から改正・施行する。

本会則は平成5年4月24日から改正・施行する。

本会則は平成19年5月9日から改正・施行する。

本会則は平成21年5月13日から改正・施行する。

本会則は平成24年4月1日から改正・施行する。

本会則は平成29年7月7日から改正・施行する。

本会則は令和6年5月1日から改正・施行する。

本会則は令和7年4月21日から改正・施行する。

所沢市立荒幡小学校 P T A 細則

細則 第 1 条

本会運営のために細則を設ける。

細則① 本部役員及び会計監査員及び選考会議員選考規程

細則①第 1 条

本規程は会則第 15 条に基づき、本部役員及び会計監査員及び選考会議員選考に関する必要事項を定めたものである。

細則①第 2 条

本部役員及び会計監査員及び選考会議員の候補者を選出するために選考会議を置く。

細則①第 3 条

候補者として選考する本部役員及び会計監査員及び選考会議員は次のとおりとする。

1. 会長候補 1 名
2. 副会長候補 3 名（うち 1 名は教頭）
3. 書記候補 3 名（うち 1 名は教職員）
4. 会計候補 3 名（うち 1 名は教職員）
5. 会計監査員候補 3 名程度（うち 1 名は教職員）
6. 選考会議員候補 3 名（うち 1 名は教職員）

細則①第 4 条

候補者を選考・選出するにあたっては厳正かつ平等性をもって行い、立候補もしくは推薦により選考会議で候補者を選考・選出し、本人の承諾を得る。

細則①第 5 条

候補者は総会において承認され就任する。

細則①第 6 条

任期中に欠員が出た場合、会長が欠員の時は副会長がこれに代わり、会長以外の役員の欠員は運営委員会がこれを補充する。また、補欠本部役員が必要な状況等になった場合は臨機応変に対応し、運営委員会にて承認を受け総会で報告することとする。

細則①第 7 条

本部役員及び選考会議員を 2 期務めた場合、その世帯の児童保護者をそれ以降、本部役員及び会計監査員及び選考会議員及び専門部の選考から外すものとする。ただし、役職を務めた本人及びその世帯の児童保護者がこれらの役職の再任を希望する場合はそれを妨げないものとする。

細則①第 8 条（附 則）

本規程は運営委員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意により改正することができる。改正した部分は総会にて報告をする。

細則①第 9 条（発 効）

本規程は令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

本規程は令和 6 年 5 月 1 日から改正・施行する。

本規程は令和7年4月21日から改正・施行する。

細則② 専門部委員選考に関する規程

細則②第1条

本規程は会則第七章に基づき、専門部委員の選考に関する必要事項を定めたものである。

細則②第2条（文化部・広報部）

文化部委員・広報部委員を1期務めた場合、児童1人につき1カウントとし、それ以降その児童分の文化部及び広報部の選考から外すものとする。ただし、委員を務めた本人及びその世帯の児童保護者がこれらの委員の再任を希望する場合はそれを妨げないものとする。

細則②第3条（校外指導部・子ども会育成会部）

校外指導部委員及び子ども会育成会部委員を1期務めた場合、それ以降その世帯の児童保護者を校外指導部及び子ども会育成会部の選考から外すものとする。ただし、委員を務めた本人及びその世帯の児童保護者がこれらの委員の再任を希望する場合はそれを妨げないものとする。またやむを得ず1期務めたことのある中から再選考をしないといけない状況等になった場合はそれを例外とする。

細則②第4条

専門部委員の選考は本部役員または選考会議員が立ち合い、厳正かつ平等性をもって行う。

細則②第5条（附 則）

本規程は運営委員会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。改正した部分は総会にて報告をする。

細則②第6条（発 効）

本規程は令和3年5月31日から施行する。

本規程は令和6年5月1日から改正・施行する。

本規程は令和7年4月21日から改正・施行する。

細則③ 慶弔に関する規程

細則③第1条

本規定は会員及び児童の慶弔等に関する基準を示したものである。

細則③第2条

慶弔等の名称及び範囲は次のとおりとする。

1. 祝儀	結婚（教職員）	5000円
2. 見舞	児童及び教職員が疾病等により14日以上入院した場合	3000円
3. 弔慰	児童ならびに会員及びその配偶者、教職員の家族が死亡した場合	5000円
4. 餞別	教職員の転退職の場合（記念品代）	3000円

細則③第3条

前条の範囲に関わらず、贈呈が必要と認められる事由が生じた場合、本部役員会でその都度検討して運営委員会に報告することをもって承認とする。

細則③第4条

本規程によって贈呈した金品等の返礼は一切受けない。

細則③第5条（附 則）

本規程は運営委員会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。改正した部分は総会にて報告をする。

細則③第6条（発 効）

本規程は令和6年5月1日から施行する。

本規程は令和7年4月21日から改正・施行する。

所沢市立荒幡小学校PTA関連組織図

